

～水と緑・文化が綾をなす 環境共生のまち～

綾瀬市緑の基本計画

【中間見直し】

概要版



令和3年3月

綾 瀬 市

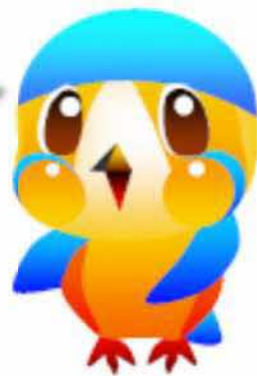
～はじめに～緑の基本計画とは？

「緑の基本計画」は、都市緑地法に規定されている計画で、市内の緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために策定する、総合的な計画です。

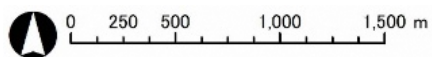
このたび綾瀬市では、平成23年に策定した「緑の基本計画」の中間見直しを行いました。

この概要版では、計画の概要について説明していくよ！

(詳しくは本編P1～)



綾瀬市マスコットキャラクター
あやびい



綾瀬市全体の緑（航空写真：平成 29 年撮影）

第1章 本市の緑の概況

綾瀬市の緑の様子や市民意識、緑が持つ役割などについて記載してあるよ。
(詳しくは本編P9~)



1-1 本市の緑の概況

1.本市の地形と土地利用

本市の地形は、主に3つの河川（目久尻川、比留川、蓼川）沿いの河岸丘陵と中央部の平地部からなりたっています。土地利用の状況を見ると、最も割合が多い区分が住宅で、平成27年時点で市域の約2割に相当する481.9haを占めています。住宅面積は増加しているのに対して、田や畑などの農地や、山林の面積は減少してきています。

2.緑被率の推移

本市における緑被率は、平成7年には40.7%でしたが、平成17年には33.7%^{※1}に、平成29年には31.3%^{※2}となり、減少傾向にあります。特に、平成17年から平成29年にかけての減少面積が大きかった区分は「畑」と「スギ・ヒノキ等の人工林」や「クヌギ・コナラ等の二次林」などの樹林地でした。農地や山林等が宅地開発によって住宅地になったことが、緑被率減少の主な原因と推測されます。

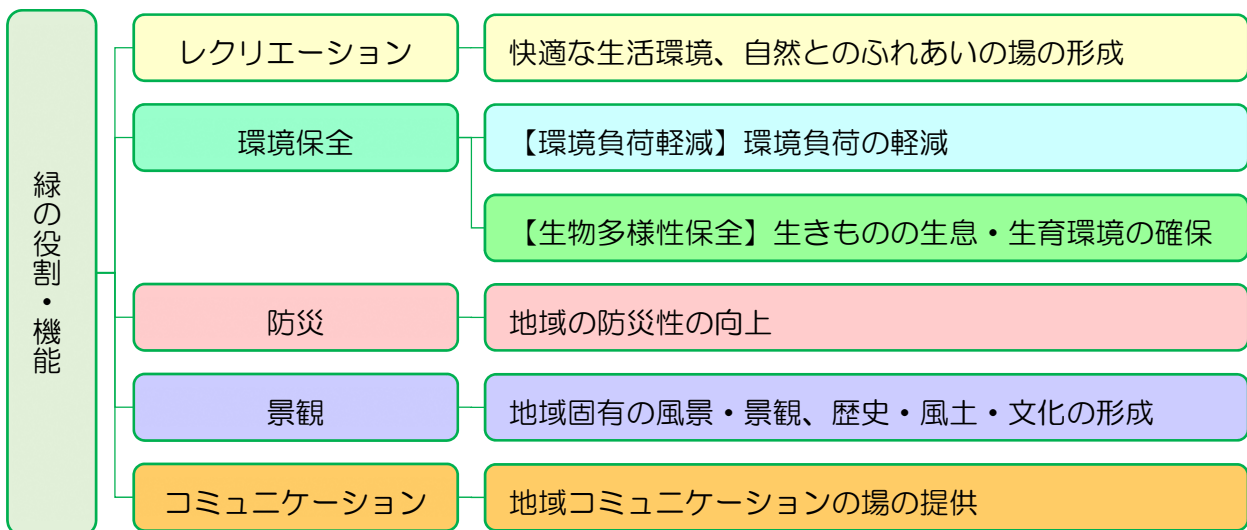
※1 「平成17年 都市計画基礎調査」の結果より、以下のとおり算出した。

緑被率＝植生現況量（林+草地+田畑等の農地+水面+公園等の植栽地等）の合計面積 / 市域面積

※2 航空写真（平成29年撮影）判読により、平成17年時点の植生現況量に対する平成29年時点の緑被の変化を算出した。

3.緑の持つ役割・機能ごとの概況

以下のとおり、緑には一般的に、レクリエーション、環境保全、防災、景観の4つの役割・機能があるとされています。本計画においては、環境保全機能を環境負荷の軽減と生物多様性保全の2つに分け、さらにコミュニケーションの機能を追加して位置付けることで、6つの役割・機能を持つものとして整理します。



緑のもつ役割・機能

第2章 基本方針

2-1 緑の基本理念

基本理念や将来像を実現するために、
6つの基本方針を設定したよ。
(詳しくは本編P49~)



本市に残された貴重な緑は、3つの河川と起伏ある地形が一体となった斜面樹林地、大規模な農用地と湧水とホテルなど多様な生物などの生息地、文化歴史的風土と一体となった社寺境内などの樹林地などに代表され、いずれも地域固有の地形、風土と一体となって綾瀬の特長を醸成する緑の空間が息づいています。

本市発展の経緯となった良好な住環境を維持・向上するとともに、水辺や歴史的資源と一体となった地域固有の緑を次の世代に継承していくために、住環境と水と緑と歴史・文化的要素が結びついた環境とともに生きるまちを目指すものとします。

良好な住環境の
維持・向上

水辺や歴史的資源と
一体となった緑の継承

水と緑・文化が綾をなす 環境共生のまち

2-2 緑の将来像

3つの河川沿いに形成される緑の軸やゾーンは、それぞれ異なった特徴を有する空間として維持、活用を図ることにより、東西軸によるネットワーク化の効果が生まれることとなります。

2-3 基本方針

本市の水辺や歴史的資源と一体となった地域固有の緑を次の世代に継承していくため、また、緑の基本理念として掲げた「水と緑・文化が綾をなす 環境共生のまち」及び緑の将来像の実現を図るため、緑の持つ役割・機能に基づいて、本市の緑に関する6つの基本方針を、次のとおり定めました。

基本方針1 緑による快適な生活環境、自然とのふれあいの場の形成

基本方針2 緑による環境負荷の軽減

基本方針3 緑による生きものの生息・生育環境の確保

基本方針4 緑による地域の防災性の向上

基本方針5 緑による地域固有の風景・景観、歴史・風土・文化の形成

基本方針6 緑に対する意識の普及啓発と持続可能な環境づくり



基本方針 1



基本方針 2



基本方針 3



基本方針 4



基本方針 5



基本方針 6

基本方針のイメージ

2-4 都市公園の整備・維持管理方針

市街化区域内の住区基幹公園は、現時点で概ね充足していることから、今後の住区基幹公園の整備にあたっては、整備量の拡大だけではなく、既存の公園の再整備による公園機能の向上も考慮した配置を検討します。

都市基幹公園の一部の公園については、整備の必要性を踏まえ、今後の整備方針を検討します。

